

平成 22 年度 第 3 回行政改革推進審議会 議事録

日 時：平成 23 年 3 月 29 日（火）午前 10 時～12 時

場 所：長野市役所第二庁舎 10 階 会議室 17

出席者：委員 高橋会長 塩沢副会長 北原委員 小林(俊)委員 小宮山委員 塚田委員
成澤委員 村澤委員 山崎委員 吉田委員 若井委員

：市側 鈴木総務部長 湯原企画政策部長 小山産業振興部次長兼産業政策課長
三井教育次長副任兼総務課長 柳沢財政課長 上杉職員課長
阿部行政管理課長 外 7 名

《当日資料》

- ・資料 1 行政改革大綱実施計画（平成 23～27 年度）（案）の概要について
- ・資料 2 審議を行う改革項目

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 「長野市行政改革大綱実施計画（平成 23～27 年度）（案）の概要について」

（高橋会長）

それでは、議事に入ります。1 番目の行革大綱の実施計画について、事務局から説明をお願いします。

（阿部行政管理課長）

実施計画の概要と審議方法について説明申し上げます。今回の実施計画策定の目的は、行政改革大綱に基づいて、平成 23 年度から 5 年先までの改革の進め方などについて具体的に定め、その進行管理を行うものです。毎年、年度末に進行管理を行い、完了分などを計画から落とし、翌年度から新たに取り組む項目を加え、計画の更新を行ってまいります。

22 年度当初の実施計画における改革項目数は 74 項目あり、今回の進行管理の対象となるものです。このうち年度末に除外した 3 項目、22 年度で完了した 13 項目を除いた 58 項目が、翌年度も継続して取り組む改革項目となり、平成 23 年度の新規項目が 9 と継続分を加えた 67 項目が、23 年度策定の実施計画の改革項目となるものでございます。

次に、本日の審議方法などについて説明申し上げます。3 月 22 日の行政改革推進委員会におきまして、実施計画案を策定いたしました。計画案は、本日、審議の中でいただいたご意見・ご提案等を改革の推進に反映させるとともに、必要がある場合は推進委員会において実施計画案の修正を行ってまいります。その上で、本市の庁議、部長会議で実施計画を正式決定してまいります。

なお、時間等の関係で、前回の審議会においてご決定いただきましたとおり、委員の皆様からいただいた審議項目選定報告書に基づき、審議対象とする改革項目、8項目を正副会長さんに選定していただきました。本日はこれらにつきまして、改革項目ごとにご審議をお願いいたします。

(高橋会長)

ありがとうございます。只今の説明について、ご不明な点がありましたらお願いします。

(2) 改革項目の審議

(高橋会長)

よろしければ、改革項目の審議に移ります。その前に8項目を選んだ理由を説明申し上げます。既に前回の審議会の際に皆様にご協力をお願いし、ご自宅へアンケートを送らせていただき、皆様、お忙しい時期にご熱心に、またご丁寧に回答していただきまして本当に有難うございました。

私たち正副会長と事務局が先週の24日に集まり、皆様からご提出いただきました「選定報告書」を基に、選定希望の多い項目に一応順番を付け、その順番に従い8項目を選定させていただきました。結果的には、ほとんどの皆様が審議したい、審議したほうが良いのではないかという項目が網羅されております。また、多い項目の中から1件あたりの審議時間を考慮いたしまして決定いたしました。それでは、審議に入りさせていただきます。10ページの「施設の存廃、再配置などの決定方針」についてご説明をお願いします。

【施設の存廃、再配置などの決定方針】

(阿部行政管理課長)

「施設の存廃・再配置などの方針決定」につきまして説明申し上げます。まず、目的・理由でございますが、「施設の見直しを検討する際、規準となる方針がなく、漠然と業務を継続している場合があることから、全庁的な方針を定め、合理的で適正な配置や規模となるよう施設を再編」するものでございます。

進め方及び目標につきましては、優先的に見直す施設の抽出基準など、「公共施設の見直し指針」を策定し、平成23年度中に、24年度から見直しを行う施設を決定するなどいたしまして、方針決定とその公表を行ってまいります。

次に、H21年度の実績にあります「行政評価部会による二次評価」ですが、添付資料のとおり各部局による一次評価から一定の条件を定めて抽出した36事業について、行政評価部会が二次評価を行った結果、「施設機能及び設備の縮小の検討」が9事業、「廃止・民間譲渡または廃止への検討」が7事業ございました。

次に、「公共施設の見直し指針策定に向けての方向性」についてですが、「検討を行った結果、「見直しの対象」は、当面、公の施設のみとする。「情報の整備・一元化」は、各施設に固有の番号を設定し、情報を集約する。また、「優先的に見直す施設の抽出基準」は、利

用状況、収支状況、施設状況の3項目を指標とする。更に、「組織体制」は、当面、「既存組織を活用した見直し体制」とし、関係部局で構成する総合調整会議で行うことといたしました。

また、平成21年度に着手した新たな公有財産台帳のシステム構築が22年度末に完了し、23年度に新システムへ登載する資産情報の整備が行われることから、行政改革大綱実施計画の完了年度を1年延長することといたしました。

本市には、887の「公の施設」がございますが、今後、廃止、譲渡、用途変更などを進めるためには、多くの市民のコンセンサス（合意）が必要となります。そのため、できるだけ多くの施設情報を、一覧できるような形で提供していかなければならないと考えております。

（高橋会長）

只今の説明に対して、疑問点、ご意見等ありましたならお願いいたします。

（小林委員）

1年遅れた理由が公有財産台帳のシステムを作っているからということだが、その様なことは言っていなかったではないか。指針は22年度に策定するとしていたのではないか。22年度中に策定するから意見書を審議会にお願いしたのでしょうか？それを勝手に1年遅らせておいて、こんな説明では了解できない。

何故かという、6ページの意見書の指摘の中の「見直し案実施に当たっては、責任ある体制を整えておくべきである」とあるのは、早く進ませるためには、朝から晩まで指針のことを考えているセクションが必要だと私は言った。その意味でも組織体制について意見を申し述べた。

（阿部行政管理課長）

私どもも出来るだけ早く策定するというので、内部での組織体制づくり他詰めていきましたが、元となる公有財産台帳が丁度見直しの時期だということが、すみませんが、後になって分かったものですから、最後に申し上げたとおり、個々の施設の見直しを進めるには、なかなか市民の皆さんのコンセンサスを得られないのではないかと、やはり多くの施設についての現状や問題点を併記して、それから優先的に見直す施設の検討に入らなければいけないのではないかとということになりまして、元となる情報が固まるのを待つという意味で1年遅らせたものです。

（小林委員）

この前も申し上げたが、行革を進めるとしているのに、資料を見る度に（完了目標年度が）1年ずつ伸びているが、誰が1年延ばして良いと言っているのか。誰が決めているのか。

（阿部行政管理課長）

推進委員会での議論を経て、最終的には庁議で了解を得ることになっています。

(小林委員)

何故、そう言ったのかは、どうも右側に矢印が伸びている項目が多い。指針を決めて実施というのが。安易ではないかという気がする。早くやったほうがいいに決まっている。財政的効果を出すには、早く取り掛かったほうがいいものがある。ずるずるいってしまふと見直しの効果が出てこなくなる。私はそう思う。

(村澤委員)

私も小林委員と同じですが、80何項目か選んで、それを一生懸命取り組もうとする姿勢は素晴らしいと思うが、前倒しできるならともかく、理由が付いて後ろ向きに伸ばされている項目が目立っている。1年ごとに計画を立てられているが、ゴール時点でどんな効果が上がっていて、それで次のスパンで何をすることが見えにくくなって、読み取るのに非常に苦労するという印象を持っている。

(北原委員)

施設の見直しを行う場合に、ずいぶん反対があるから現在細かく研究しているということなのか。

(阿部行政管理課長)

公共施設の見直しの指針を考えるきっかけは、平成21年度に実施した行政評価の二次評価で36施設を抽出した後、16施設について見直しを実施しており、その状況を見てもやはり、地元との話し合いに入る段階になると、どうしても簡単には進まない状況があります。

この施設を廃止するとした時、「なぜ無くすのか、同じような施設は外にもあるのではないですか」という話になってしまうので、策定が遅れていて申し訳ありませんが、まずは、長野市全体の状況を説明し、このような施設は、今後この様にやっていくのですという方針を出さなくてはならない状況になっている訳です。

(山崎委員)

作業は、進んではいるのですね。

(阿部行政管理課長)

はい。先ほどの財産台帳の関係につきましても、データが揃えばすぐに取り掛かれるよう準備を進めています。

(鈴木総務部長)

いろいろご批判をいただきましたが、施設の再配置、存廃は、只今、課長からの説明がありました。どうしても設置の経緯があったり、合併も関係していたり、なかなかすぐという訳にはなりません。データそのものは、現在作業中ですが、具体的にどうするか

ということについては、調整が必要となってくるということもあります。これから政治的な動きも出てまいりますので、純粹に行政改革として推し進めていくのは難しい点がありますので、なんとか23年度の出来るだけ早い時期に、委員さんのご意見のとおり市の指針を策定し進めてまいりたいと思います。1年先延ばしされたことをお詫び申し上げながら、これからも全力を挙げて取り組んで参りますので、よろしく願いいたします。

(成澤委員)

今、合併というお話があったのですが、施設を見ると結構合併した町村にあるものが多いですが、合併に際して何か約束事とかがあるのでしょうか。合併の時に、この施設は残してほしいとか、そのようなことがあるけれども計画に載っているものがあるのか。

(鈴木総務部長)

合併に際しては、合併協議というものを行いますが、この施設をどうするかというところまで踏み込める施設は少ないです。国からの補助金などをいただいておりますので、その施設については、何年までは補助金の縛り、補助金の償還の期間があります。ただ、鬼無里や戸隠でも同じような施設があるということについては、できるだけ早く調整をしたいと思っております。

(塚田委員)

補助金の件で、お伺いしたいのですが、廃止ということになれば、補助金に対してペナルティを支払わなければならないような施設はあるのか。

(鈴木総務部長)

廃止して取り壊してしまうような場合は、補助金の償還があります。目的を変更して施設を活用するような場合は、国との協議の中で認められる場合もあると思います。

(高橋会長)

他には、よろしいでしょうか。それでは、これは、小林委員の発言が口火を切っていただいた訳ですが、この審議会の総意だと思います。それぞれ事情があろうが、やはり政策協議を進めて、目標どおりに進めていただくことが、審議会の存在意義だと思います。ここが一番大事な点ですので、事情はよく分かりますけれども、是非進めていただきたい。加えて、確かに実施計画は、延期、延期が多いです。ですから今後は、今年度は全体の中で、いくつが延期になったのか、その様な数字も出していただき、それを減らしていくことを目標にしなければならないと思います。

(高橋会長)

それでは、これで一番目の審議事項は終わります。次の項目は、15ページの「予算編成手法の見直し」について、財政課の説明をお願いします。

【予算編成手法の見直し】

(柳沢財政課長)

それでは私から「予算編成手法の見直し」についてご説明申し上げます。調書の「目的、理由、進め方」ですが、歳入の確保が厳しくなる中で、新たな財政需要に対応するために行政評価に基づく予算編成により、事業のスクラップ・アンド・ビルドを推進するとともに、優先施策や大規模プロジェクト事業などへ財源を優先的に配分する施策を絞り込むことにより、選択と集中によるメリハリのある予算編成の実現を目指すものでございます。

これによりまして、予算編成におけるPDC Aサイクル、予算を作り、予算を執行し、評価を行い、その結果を次の予算に反映させるという一連の予算編成手法の確立に向けて、努めているところであります。

また平成19年度から市長を本部長とする「重点施策推進本部」を設置いたしまして、総合計画に掲げる101施策の中から総合計画の施策の進捗状況や事務事業評価の結果、優先的に取り組むべき施策を選択して、これらを予算編成に反映させるものとしております。庁内におきまして、手法としては定着しつつあるものの全体としては、常に改善を図っていかなければならない部分であり、次年度におきましては、優先的に取り組むべき施策の選択方法と現行の行政評価の方法などを見直しをする予定です。

添付資料の事務事業等を見直しによる節減、予算反映状況でございます。新年度予算を含めて直近の5年間の節減額の状況ですが、平成19年度は2億2千万円余り、20年度も2億2千万円余り、21年度は1億4千万円余り、22年度は5千万円余りとなっております、23年度当初におきましては、事務事業、負担金、補助金の見直し計51件、節減額1億2千万円余りとなっております。

次に財政推計につきましてご説明いたします。財政収支の見込みですが、上段が歳入歳出及び基金残高の見込み、下段の表は、公債費及び市債借り入れ、市債残高の見込みでありまして、財政収支の見込みの財政推計は、毎年当初予算の編成に合わせまして作成しております。

平成23年度以降、約5年間に渡りましては、8つの大規模プロジェクト事業が本格化することに伴いまして、予算額が大きく膨らむ形となっております。毎年歳入不足額が生じることとなりますが、これにつきましては、将来に備えて積み立ててまいりました基金を有効活用することにより、財源の確保を図るものと考えております。この財政調整のための基金ですが、22年度末残高、まだ決算が出ておりませんが、209億円を見込んでおります。これを100億円余り財源に充当し、平成27年度109億円まで減少するものの、その後、大規模プロジェクト事業の進捗、完了に伴い平成28年度以降収支の改善が図られ、基金も増加に転じるものと推計しております。

また、施設建設に伴う市債の借入残高も膨らんで参りますが、市債の元利償還に当たる公債費、借金の返済ですが、オリンピックで借り入れた市債の償還が、丁度終わってきますることから、入れ替わる形で、23年度の当初予算の額を超えない範囲で、順次縮減をしていくものと見込んでおります。

次の表は、「予算編成における選択と集中による施策、事業の厳選」ということですが、予算の流れについてお示したものです。各部局による優先施策の候補の選定は、8月にヒ

アリングを行い、9月の頭には優先施策を決定しております。23年度におきましては、「子育て、子育て支援」、「エネルギーの適正利用」及び「公共交通機関の整備」の3つの優先施策と8つの大規模プロジェクト事業について財源の優先的配分を決定したものです。それと平行する形で決算に基づく財政健全化指標、行政改革実施計画、財政推計を念頭に置いた上で8月上旬に財政課から「概算所要額要求基準」を各課に示しまして、これに基づき各部局では、事務事業評価を反映させる中で、概算要求をするものです。

9月中ほどに重点施策本部において「予算編成方針」を策定します。それで概算要求をベースに一般財源の確保を念頭に置きながら「一次配分枠」として概ねの予算を示す訳です。その後、予算重点ヒアリングにおいて、優先施策、優先施策の中の新規・拡大事業にかかる「二次配分枠」を決定し、これらに基づいて10月末までに予算の本要求を行うこととなります。以上の様な流れの中で予算の一連の作業が進んでおります。私からは以上です。

(高橋会長)

ありがとうございました。只今のご説明に対しまして、ご不明な点などありましたら、お願いします。

(村澤委員)

15 ページですが、20年度に確立予定でありましたPDCAサイクル、目標年度は、20年度にこの手法を確立したいということで進んでいたものが、23年度に延びてしまった理由は何か。PDCA手法は、新しい手法では無くかなり以前から当然ながら全ての行政手法は、この様な形で取り組んでおられたと思うが、それが2年程度延びるとするのは、どのような理由か。

(柳沢財政課長)

私どもの中でPDCAの確立を目標としている訳ですが、やはり予算編成の中では、毎年のように改善を加えているのが実情です。その意味では、当初短い期間で目標の確立を申し上げましたが、毎年の改善ということで計画期間の延長をさせていただいている訳です。来年度におきましても、事務事業評価の見直しや優先施策の決定方法の見直すこととしており、常に改善を加えていきたいと考えております。

(村澤委員)

それそのものが、PDCAサイクルになっているのではないか。つまり市が考えているPDCAサイクルとこちらがイメージしているものが違うかもしれないが、例えば事業をプランするには、当然アセスメントがあって、先ほど言われている様な見直しの結果、予算を組んで、次のアクションに移る訳ですよ。

(柳沢財政課長)

基本的には、その様に思っておりますが、改革項目ということで毎年やっている作業がPDCAサイクルそのものであると、その様な理解はしております。

(村澤委員)

それを新たに見直して、もう少し立派なPDCAサイクルを作るイメージで、例えば、予算を要求する際に何年間のアセスメントをしてくださという様なことを取り組もうとされているのか。

(鈴木総務部長)

常にPDCAを目指してやっているのですが、PDCまでは良いのですが、その次のA、アクションがなかなかルール化できないのです。その点で、これからの予算編成なり、各部署がどこまで次の段階のアクションまで持っていけるか、マニュアルまではいきませんが、どうもすっきりしていない訳です。

(高橋会長)

見本のようなものと市のイメージがずれているような気がする。今のお話の中だけでは見えないのですが、技術的な問題なのでしょうか。皆さん理解はできますでしょうか。

(吉田委員)

最終的には、どのような形になったら完成というか、見直しの目標の達成となるとお考えでしょうか。今十分やっている過程が、その通りのことをしてきていると思いますが、それでもまだ先延ばしをして続けていくのは、いったいどこに目標があるのでしょうか。

(鈴木総務部長)

チェックは、各課でできるのですが、その次の段階、これを止めるのであれば、次の政策にどう生かしていくのかという、このルール化がなかなか難しいのです。やはりその時の経済情勢も国の政策もありますので、それを次の「アクション」に繋げるルール化が難しいのですが、これをできるだけ早く確立したいと思うのですが、本当にすっきりとマニュアルみたいな形でできるかどうかは、なかなか難しいです。その点で財政当局も苦しいのかなと思います。

(小林委員)

縮減したのを見ると、23年度で51件、1億3千万円程度あるが、中には計画的に終わってしまうものと、言ってみれば概算要求にも載らないで終わってしまったものと、丁々発止やって出たものもあると思うが、財政というのは、簡単な話、国もそうであるけれど、一番は要求させなければいい。10%カットとか。優先的にやっていくものを決めるのは良いけれど、これ以外の要求基準はどういうやり方をしているのか。2つあるが、縮減額が出てくる経過と、優先施策以外の経費の要求基準を教えてください。

(柳沢財政課長)

優先施策と大規模プロジェクト事業以外については、概算要求の中でシーリングをかけている部分があります。過去には、一般経費については、10パーセントカットであるとか、普通建設関係におきましても、10パーセントカットという様なことは、概算要求の基準を示す中で行っております。ただ、何年も続けている中で、かなりそぎ落とした部分もあり、ここ1年では、何パーセントカットということが難しい状況にあります。23年度予算につきましては、一般の継続経費については、前年度以内、それから普通建設については、5パーセント減という基準の中で予算要求をさせているところです。

また、縮減額の特に負担金、補助金につきましては、団体の実際の事業の状況、或いは繰越金の状況を加味いたしまして、財政課でも担当課と協議をさせていただいぶ査定をしたものが多くあります。

(小林委員)

流行の事業仕分けみたいなことを財政課が常にやっているのでしょうか？そんなことは、ずっとやってきていることだ。ただ、シーリングをかければ、各々が、じゃあこれを我慢するかという様になるのかな。自分の中で優先順位をつけるということもある。

(柳沢財政課長)

シーリングをかければ、当然その中で、一般的な経費については、担当課としても当然優先順位を付けて絞り込まなければ予算要求の形になってきませんので、一義的には、各担当部局において、事務事業評価を反映した形で作業をしているとご理解いただければよろしいかと思えます。

(村澤委員)

先ほど鈴木部長さんから「A」の部分を生懸命取り組んでいくということですが、これは、今までどおり庁内の中で取り組まれるのでしょうか。或いは、例えば外部の学識者などを入れて手法を確立しようとしているのでしょうか。

(柳沢財政課長)

P D C A サイクルそのものにつきましては、一つの事務の流れの中の作業ですので、それは、庁内ということになります。ただ、「A」アクションの検討をする中では、当然、総合計画や行政評価などが、大きく関与してまいりますので、その部分につきましては、この様な審議会とか、いろいろな形で市民の皆様のご意見を伺う方法でこれまでも行っているところです。

(村澤委員)

「A」というのは、変更の要素が今の様にあると思うのですが、それらを取り込んで、その部分の進め方を今までどおり皆さんでおやりになるとしたら、ちょっとまた同じように、失礼ながら、進んでいかないのではないかなという感想を持ったものですから。

(鈴木総務部長)

「A」のアクションのルールというのは、基本的には、作りますけれども、それぞれの政策によって、福祉や産業などもそれぞれ審議会等がありますので、そこで意見を聞きながら修正していくことになると思います。ですから、個々の大きな政策ごとにある程度アクションを決めていくことになります。基本のルールは、作りますが、個々の重要な施策につきましては、それぞれの分野の審議会なり、市民のご意見をお聞きしながら、作っていくことになろうかと思えます。

(村澤委員)

そう言うことでしたら、もう「A」は、出来ていると解釈しても、よろしいのではないかなと思えますが。

(鈴木総務部長)

それでも、まだ、なかなか難しいのです。

(高橋会長)

それでも進まなくて、20年度目標が24年度になってしまい、段々延長してしまう最たるものとなっています。やはり、外部の意見を頂くなり、或いは外部の圧力、事業仕分けも結局は外部の圧力ということだと思えますが、その様な手法を採らざるを得ないと思えます。PDCAサイクルの限界、今までの予算編成手法の限界、いくらシーリングをかけても、最後はそのシーリング以上に決算額が伸びてしまうとか、いろいろな事がありますから、やはりここは、かなり本格的に取り組んでいただいて、今までの状況を破っていけるような、新しい状況に対応していけるような予算サイクルを作っていけるよう、更に努力していただきたいと思えますが、皆さん如何でしょうか。

(塚田委員)

最後に、お聞きしたいのですが、先程のアクションの部分をマニュアル化できないかというお話があったのですが、例えば先進的な自治体で、その様なことを行っている所はあるのでしょうか。私は、逆に言うとマニュアル化は、たぶん不可能ではないかと思っているのですが。

(柳沢財政課長)

承知はしておりません。

(高橋会長)

たぶん、このシーリングなり予算編成の手法というのは、総務省で全国的には、どこでも同じ様なことをやっているということなので、それは逆に言ったら、もっと提案して現場から変えていく必要があるのかもしれないですね。この様な審議会が、多少でもそのことにお役に立てば、よろしいかなと思えます。沢山、民間のブレーンがいらっしゃいますので、よろしく願います。

(高橋会長)

他には、よろしいでしょうか。それでは、時間の都合もございますので、次に移らせさせていただきます。ページ 55、「中心市街地活性化の補助金の終期設定について」商工振興課です。

【中心市街地活性化事業補助金の終期設定】

(小山産業振興部次長)

中心市街地活性化事業補助金、TMO運営補助の終期設定について説明いたします。目的理由は、平成 15 年度から TMO の運営費を補助しており、継続的な支援に依存しない自立した体制の確立を促すためということです。

まず、TMO ですが、「㈱まちづくり長野」は、平成 15 年に設立以降、トマト食品館、ばていお大門の運営、共通駐車サービス券事業を実施しております。

いわゆる継続的な支援に依存せずに、自立した体制の確立を促すという目的でございます。進め方は、「長野市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業の進捗状況及び主体事業の収益状況を見ながら補助金額の段階的な削減と廃止を進めることとし、目標としましては、人件費補助金と運営費補助金は廃止するということとございまして、当初の目的でございますと 23 年度、新年度を迎えまして終了という予定でございます。

これを 23 年度で終わらせないで 27 年度まで継続することに変更させていただきたいと思うのですが、22 年度までの実績及び今後の予定につきましては、昨年度、人件費補助の終了及び運営費補助金の減額を決定しております。今年度は、従来 1,000 万円の補助金だったものを 750 万円に減額をいたしました。

「㈱まちづくり長野」から提出されました中期の経営計画により終期設定について協議をした結果、今後の予定としましては、市の職員派遣は、当初計画の予定を 1 年前倒しし、今年度で終了ということにいたしました。それに伴いまして、当然、人件費の補助金は今年度で終わりということにいたしました。

ですが、「㈱まちづくり長野」の年度ごとの収益状況を見ますと、どうしても 23 年度から当面 5 年ぐらいの間というものは減額しました 750 万を上限に運営費の補助金を交付しなければならないという結論に達しました。その変更の理由ですが、オリンピック後に、中心市街地の空洞化が著しく進んでおりまして、街としての機能が衰退し、大きな問題が出始めました。その中で、ダイエーが撤退し、その後、「㈱まちづくり長野」が食料品店である現在の“トマト食品館”を運営しています。なかなか、収益性が低い事業ではございますけれども、積極的にそれに取り組んで、中心市街地の活性化というものをやってきたということでございます。

現在、街中におきまして高齢者の方を含めた買物弱者、いわゆる買うところがないという状況の中、“トマト食品館”では、その店で買った物を、お年寄は家に持っていくのが大変だということで、無料で宅配をすることもやっておりまして、大分この頃は人が戻ってきたということでもあります。

しかし、まだまだ確固たる経営基盤が確立されておらず、運営費補助金の急激な減額や廃止は、“トマト食品館”の運営そのものを圧迫するという恐れがあると判断いたしまして、当面、運営費補助金の廃止時期を延長させたいということになりました。

中心市街地の活性化につきましては、委員さんから、「まだまだ中心市街地の活性化については十分に成果が出ていないのではないかと、今後は人づくり、或いはソフトの充実も含めた長野市の中心市街地の活性化という基本的な姿勢についてお聞きしたい」というご意見をいただきました。その取組の結果でございますが、街中の20地点合計の通行量の人数でございます。これは、駅前から西は県庁の辺、上は権堂から大門町、権堂からこの近辺の緑町の通り、そして田町の辺と、街中の20地点の通行量でございます。これは平成9年の441,549人をピークとしまして、昨年の平成22年は229,441人と半減、約50%に落ち込んでいるという結果が出ております。この様な状況の中、大門町近辺と“トマト食品館”がある門前ぶら座近辺の通行量につきましては、これだけ大きな減少がある中で、なんとかプラスの向きに変わってきている状況でございます。非常に“トマト館”の施策が功を奏しているかと思えます。そこでもう暫く、もう5年間位、様子を見たいという結論に達したものでございます。

(高橋会長)

ありがとうございます。今のご説明に疑問、意見、ご提案がありましたら、よろしくお願ひします。

(塚田委員)

是非お願ひをしたいということで、ハード面も当然ですし、ここにあります人づくりですよね、そういった中心市街地の活性化をできる、そういった人たちを育てていくということも大変大切な事業ですので、是非引き続きお願ひしたいと。本来ならば、独り立ちしていくことが良いのかと思ひますが、まだまだそこまでいっていないので、今後もお願ひしたい。

(山崎委員)

1,000万円、750万円を毎年というのは、これは定額ですよ。それで27年度までと。やはり中心市街地は、今お話ありましたが、こういう核の役を果たすところがないと元気が出ない。権堂とかいろいろな計画を始められているところですが、今ある施設を十分活用して、それをより充実させていくことは中心市街地の場合には必要ではないかと思ひます。私はそう感じておりますので、制度的にこの辺をきちんとしていただいても良いのではないかと思ひます。

(高橋会長)

逆のご意見の方もいらっしゃると思うのですが、如何ですか。私から質問しても宜しいでしょうか。この750万円の内訳、補助金ですけれども具体的にどんなことなのか。それからもう1点、「まちづくり長野」全体の予算の中でそれは何%占めるのか、その2点につ

いて教えてください。

(小山産業振興部次長)

全体の売上高は、2009年の状況で7億5千万円弱となっております。補助金をいままで満額支給しており、その中で2009年におきましては、初めてプラスに転じたということでございまして、本年度減額した段階で、まだ若干のプラスに転じ、来年度以降の見込みでは、また僅かですがマイナスに転じているような状況となっております。補助金の内訳は全体の中で、割引制度などに使っていただいている状況でございます。

(高橋会長)

特に指定はしていないのですね。国からの補助金という絡みもなく、市単独ということなのです。運営費ということなのです。

(小山産業振興部次長)

そうです。

(成澤委員)

今のお話の中で、中心市街地での高齢者の買物弱者の救済というのがあったのですが、だいたい何人位の方がいらっしゃるのかということと、中心市街地を活性化させるということは、そこに住まわれる方を多くしようとするかと思いますが、実際に取り組まれて、どれだけの住民の方が、お住まいになられる方が増えているのか、そういう数字はお持ちかどうか、お聞きしたい。

(鈴木総務部長)

独居老人ということで、長野市内で約8万人と見ています。ただ、中心市街地周辺にどれだけ住んでいるかは、はっきりしませんけれど、非常に市街地にも多いんじゃないかということがあります。こういった施設を市が支援をしながら運営をしていくことは政策的にも適っているのかと思っております。

(成澤委員)

数字をきちんと把握していた方が良いと思います。高齢者福祉課とかと連携しながら、きちんとそういうものをアピールしていくことには大まかな人数だけ掴んでおくというよりも、ある程度きちんとした人数を把握して、そういうニーズがあるから、こういう政策をしたいというようなアピールの仕方の方がより良いかなと思いますので、是非、横の連携をお願いしたい。

(塚田委員)

たまたま先週、TMOの事務局長からお話を伺ったのですが、長野市は、やはり50歳以上の占める割合が全国平均より大分高くなってきていると、それは統計資料がありました。

結局、そういう人たちが弱者になっていくだろうと、独居老人も全国平均より多いので、市が、勿論“トマト食品館”などが一番それに該当されているんですけども、市の補助で買物弱者を助けていただくということは、是非、お願いしたいというようなことは言っておられました。

(高橋会長)

今の数字をはっきりさせるということに関しては如何ですか。

(小山産業振興部次長)

わかりました。今、数字持ち合わせてごません。利用の方につきましては、1回だけ120円をお支払いいただきまして、後は無料で全部配達するというので、この頃、利用状況には、大分増えていると聞いております。

(高橋会長)

大分増えているということは、利用者は登録制ということですか。

(小山産業振興部次長)

登録制になっております。

(高橋会長)

数字はもう把握していらっしゃるのではないですか。後で結構ですので、そういった資料をいただけますでしょうか。

(小山産業振興部次長)

わかりました。

(高橋会長)

一般的な話ではなくて、旧市街地の高齢者とは何人いるのか、というようなことを掴んでおかないと、750万円、1,000万円に近い補助金、そして、職員の人件費はなくなるようですが、それに対するきちんとした回答にならないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(小山産業振興部次長)

わかりました。

(高橋会長)

保護するだけの政策だけではなくて、高齢者が多いから即それに対応するというだけではなくて、旧市街地は人口を増やしていくという政策とリンクしていますよね。それがないと、補助金がズルズルと続いてしまいますので、シャッター通り、空洞化を解決するの

は補助金ではないと。旧市街地に住む人を増やしていく政策、もっと違う面から必要とされているかもしれません。そういったこともお願いしたいと思います。その様なご意見、他にございますか。

(北原委員)

「柵まちづくり長野」は、当然マーケティングとして、株式会社としてやっているかどうか。市との関連においては、市がお答えになっていて市がやるのかなと思われませんが、それはちょっとおかしいなと思われませんが、その点はどうなっているのか。

(高橋会長)

経営について、結果の数字の報告とか、決算書とかどうなっているのですか。

(小山産業振興部次長)

市は直接経営には関与してございません。結果の数字はいただいております。例えば、どの位の売上で経営状況はどうかなどは、補助金を支給するに関して照会しております。

(北原委員)

数字を掴んでいるということまでは、市は分かっているのでしょうか。

(小山産業振興部次長)

分かっております。

(塚田委員)

市が出資しているのですね。

(小山産業振興部次長)

はい、市が出資しております。

(北原委員)

だから、やっていないということが分かるのですね。

(塚田委員)

資料が皆、来ている訳ですよ。

(小山産業振興部次長)

はい、資料は頂戴しております。

(高橋会長)

初めて今回、利用者の数字を掴むことができたということですよ。取り組みとしては遅れている感じがします。それから、「柵まちづくり長野」の7億5千万円というかなり大きな数字ですが、会社としての決算書、補助金の交付の申請書に、補助だからこの位欲しいといういろいろ付いて来ると思うんですけど、そういったものも出来れば資料として拝見したいと思います。如何でしょうか。

(小山産業振興部次長)

企業なので詳細なものまで提出できるかどうか分かりませんが、概算の数字は可能だと思います。

(高橋会長)

概算の数字というか、第三セクターで市が出資していらっしゃる、だからそれは当然公開、決算書も公開されている筈ですので、決算書をとにかく見せていただければ、皆さんもご納得されると思います。追加資料として後で提出してください。外にありませんか。なければ、次に70番の「公民館への指定管理者制度の導入」について説明をお願いします。

【公民館への指定管理者制度の導入】

(三井教育次長副任)

それでは、公民館への指定管理者制度の導入についてご説明いたします。

まず、目的・理由は、住民の自治活動の拠点として改めて公民館を位置づけ、地域に根差した住民の手による効率的な経営を図るため、ということを目指しています。進め方は、受託を希望する住民自治協議会の体制を見極めながら、委託内容を具体的に協議していく、ということでございます。

22年度までの実績の中で、平成23年度からの指定管理受託に手を上げる地区はない状況であるというのが現状でございます。そのため、23年度目標年度変更ということで、23年度までに希望する地区が現れていないため、この公民館への指定管理者制度の導入の計画については継続していきたいということでございます。

これにつきまして、委員さんから、「社会教育拠点となる公民館は、その性質上、利益等を求めるのは難しいと思われるが、民間の活力による運営も難しいのでは？」という点、また、「受託者としてなぜ住民自治協なのか、公民館法との関係で問題点はないのか」というご質問をいただきました。それについて資料を用意させていただきました。

市立公民館の指定管理について、「社会教育施設における指定管理者制度の適用について」というものをご覧いただきたいと思います。これは、全国生涯学習・社会教育主管部課長会議（平成17年1月25日開催）で配布された資料でございます。この1の(1)公民館、図書館及び博物館の社会教育施設については、指定管理者制度を適用し、株式会社など民間事業者にも館長業務を含め全面的に管理を行わせることができる。これがこの時示された文部科学省の見解でございます。これを受けまして私どもとしましては、市立公民館への指定管理者制度は、23年度以降、運営体制が整い次第、住民自治協で順次導入し

ていくということで、方針を決めてきております。

なぜ住民自治協議会か、任せて大丈夫なのか？この点につきましては、市立公民館と住民自治協は活動の目的に重なる部分が多いと考えております。公民館は、地域住民の生活に即する教育等、各種事業を行うことによって人づくりまちづくりを総合的に推進していくということを目的としております。それから、住民自治協におきましても、コミュニティ再生のための地域づくり・人づくりを進め、自ら地域問題を解決するための自治組織である。というような点から目指すところが非常に重なる部分が多いと考えております。また、住民自治協が公民館運営を行うことによって、地域の考えを講座等に活かすことができるという風にも考え、住民自治協を指定管理者の対象ということで考えております。

利点として考えておりますのは、今申し上げたようなことで、地域課題を自ら考えて解決していくということを住民自治協が担うことによって、サービスの一層の向上が図れる。これは指定管理者制度の導入の目的でもありますので、そういったことも図れると考えております。

以上のことから、公民館への指定管理者制度の導入について、住民自治協を対象として今後も継続して前向きに検討してまいりたいということでございます。

(高橋会長)

ありがとうございました。それではこの件に関しまして、ご意見・ご質問はございますか？

(北原委員)

ここにある公民館の指定管理というのは、これは市立公民館のことで、地域公民館はこれとは全く別ですか？

(春原生涯学習課長補佐)

今長野市では、地域公民館と言われる、いわゆる自治公民館というのが 503 ほどありますが、市立公民館とは、全く違います。

(北原委員)

それで、今回の指定管理というのは、市立公民館の話ですか？

市立公民館の範囲と住民自治協議会の範囲は一致するのですか？違うと思いますが。

(春原生涯学習課長補佐)

今 29 の市立公民館がありますけれども、中心市街地第一地区から第五地区については、公民館が 2 館しかありません。それ以外の残りの 27 地区につきましては、ほとんど一緒のエリアとなっています。公民館を設置している地区と住民自治協議会の単位が一緒になっていますので、住民自治協議会で対応が可能だと思います。

(村澤委員)

住民自治協議会に指定管理者として公民館のことをしてもらおうということになると、今、市立公民館では配属されている人たちの人件費等は全部市で見えています、それを今度は住民自治協議会で、全部負担して経営をしていくということですか？

(春原生涯学習課長補佐)

そういうことになります。今、正規職員としまして係長が各公民館一人ずつ各公民館に配属されています。そのほか嘱託の館長、臨時の職員が配属されていますが、全て指定管理で運営を住民自治協議会に委託していく形になりますので、職員の採用は、住民自治協議会がしていただくという形になります。

(北原委員)

でも、なぜ住民自治協議会かということが基本的に分からないのですけれど、説明が書いてありますが、何が言いたいのか良く分からないのです。

つまり、公民館というのは、ある意味、社会教育としての専門的な機関なわけですが、それを人材がいるかないか分からない、いると仮定している住民自治協議会がやったほうが良いということですか？

(春原生涯学習課長補佐)

今、各公民館の館長につきましては、基本的に地元から推薦をいただいて、館長に任命をさせていただいております。その様な形で、現在勤めている多くの方は、正規職員を除いてその地域の方が多いため状況でありますので、今住民自治協議会の活動が立ち上がってきたばかりですけれど、順次そのような活動が活発になって成長してくれば、その地域の方の中で社会教育に携われるような人材が発掘できるのではないかと考えております。それに対応は可能だと考えております。

(北原委員)

希望的な観測としては、良いかもしれないけれど、では、今までどうして手を挙げて来ないのですか？

(三井教育次長副任)

指定管理業務に対する認識の相違、これはまだ、それぞれの住民自治協会の成熟具合との関連もあるかと思えます。それから、公民館業務受託に係るメリットがない。具体的には、公民館そのものの優先利用が地区としてできにくいということです。それから、公民館予算の現状と施設老朽化への不安というこの点がまだ説明不足とか、十分に地元と私どもの認識が、まだ繋がっていないという点もあろうかと思えます。そのようなことから、なかなか手を挙げていただくところが出てきていないという状況です。

(北原委員)

提案ですけれど、これは以前から言っていたのですが、全然採用されませんが、つまり公民館というのは、社会教育活動を担う大切な場所であるけれど、長野市は、そういう公民館活動はされてこなかったのですね？

例えば、松本市と比べた場合に、公民館活動というのは、建物を運営していくという様に、こちらからは見える。

(三井教育次長副任)

長野市は、かなり先進的な公民館活動をしてきております。決して館の建物（ハード）だけの運営をしてきているわけではありません。いろいろ独自のこともやってきておりますので、決してそのようなことはないと思っております。

(若井委員)

私は賛成だと思っています。経費の節減が図れるということ。それから、自治協議会に私も少し関わっていますが、徐々に力をつけてきていると。その一つに、区長との関係でも、区長が自治協議会の中に入ってくるというような形にもなっていますので、自治協議会が力をつけていくにもいいチャンスだと、そのように思っているわけです。

ただ、自治協議会は原則ボランティアだから、経費のことは言わなくてもいいけれども、市が減らした分を少しは助成的なものが自治協議会の方に金が入って、その中でやりくりするということなのでしょうね？それとも、公民館を貸した時の使用料を運営費に使うということですか？

(春原生涯学習課長補佐)

財政につきましては、指定管理料という委託料という形になります。その主なものは、やはり一番は人件費、それから講座等の講師謝礼、そういったものが公民館の予算となっていますので、その部分を委託に出すということ。基本的に高額な維持修繕については、市で負担するという形になります。

(北原委員)

住民自治協議会に出すことが大反対とか、そういう訳ではないですけど、NPO 活動をしている団体は、場所が無いというのがすごく多いので、もし公民館の範囲にある NPO があれば、そこが参加しても良いのではないかという提案ですが。

(鈴木総務部長)

御尤もな点が結構あります。ただ、住民自治協議会自体は、昨年からようやく本格的な活動が始まったというところです。これから具体的な事業を進めていく中に公民館の運営ということもあります。いずれにしても、住民自治協議会だけでは、専門的な講座等を開くというのはなかなか難しいというところもありますので、私どもの都市内分権推進計画の中で、NPO の皆さんとの連携を大きく謳ってますので、住民自治協議会と NPO の皆さんが連携をしながら、地域のこと、地域の講座等については住民自治協議会、さらに専門

的なことについては NPO の皆さんの力を借りるということで、両輪でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(北原委員)

そうすると、受託元は住民自治協議会で、それから NPO との連携はお任せしますということですか？

(鈴木総務部長)

はい、住民自治協議会がどういう活動をするか、自主事業とかいろいろやっていく中で、NPO の力を借りたいということになれば、その住民自治協議会が積極的に取り入れていくということになります。

(北原委員)

であれば、ここにそういったことを謳ってもいいのではないですか？そうすれば専門性については、積極的なことが提案できるので、もしかしたら協議会でも考慮することが出来るのではないかと思います。

(鈴木総務部長)

NPO の皆様のお力を借りるということは、公民館だけに限らないのです。住民自治協議会の活動そのものが NPO との連携ということになっていきますので、専門的な知識が必要になれば、それぞれの住民自治協議会がお考えになるということになっていきます。ですから、画一的に「NPO の皆さんは、この分はやってください」ということではないので、それぞれの地域の方で考えてもらうということ。私ども市の方とすれば、NPO の皆さんと連携をして欲しいということになっております。

(村澤委員)

二つ一緒だからと思うのですが、公民館に指定管理者制度を導入することは、ほぼ良いと思うのですが、それが即、住民自治協議会の一本でいいのかどうかという議論で今分かれていると思うのです。市とすれば、一本でやっていきたいというご意向かと伺っているんですね。その時に問題が出てくるかどうかというのは、どこも現れていないので検証ができないということで、このシートにいろいろどう書くかということで今の北原さんのご意見も入れながら修正したようなシートに出来上がればいいのではないかと考えます。

(三井教育次長副任)

進め方にありますが、住民自治協の体制を見極めながら委託内容を具体的に協議していく。画一的にどうということではなくて、私どもとすればその体制の熟度みたいなものを見極めながら、内容的にも考えていきたいというように思っているところです。

(吉田委員)

では、進め方の中の「住民自治協議会を想定しており」という文言は、あまり必要ないんじゃないかと、あと、先程、長野の公民館活動は、すごく活発だというお話で、それは私も十分そう思っておりますし、その背景となっているのは、長野市が係長を専属の職員として、社会教育主事という資格を持っている方達を優先に配属していたような経緯があったのではないかと思うのですけれど、やはり公民館というのは、社会教育という専門性があるところですので、そういった人たちがいることによって公民館活動というのが発展してきたというのがあるので、そのこともお考えいただいて、全部を全部指定管理者にすればということではないのではないかと思います。

(高橋会長)

あまり自治協議会のことだけに中心になって、その業界との条件的なものをどうしようかということに集約しすぎていると、文科省のこの適用についての資料によれば、全くこだわってないですね。むしろもっと開かれて、NPOも民間の企業も含まれていますよね。そういった視点を持った方がよろしいのではないかと、という質問だと思います。

(鈴木総務部長)

社会教育法にもありますが、公民館そのものを、私どもは住民自治を育てる学校だと考えています。ですから、市民の皆様の中に住民自治そのものが本当に根付いているかという点は、まだこれからだと思うのです。それを公民館の社会教育活動を使って住民自治を担う人を育てていくのだという、長野市の方針もありますので、できれば一体としてやっていこう、ただ、確かに専門的ないろんなカリキュラムや講座等があります。こういった点については、NPOなり長野市が直接携わってフォローしていこうという市の政策であります。

(高橋会長)

一言だけ私から申し上げたいのは、自治協議会が非常に高齢化しています。だから本当に担い手になれるかということについては疑問があるかと思っておりますし、今日参加のこのメンバーの中にも地域のボランティアグループのリーダー達がいるので、やっぱり、おっしゃることを実現するために自治協議会でないほうがいいのではないかという意見があることを、私の個人的な意見として申し添えたいと思っておりますが、お願いします。

79 ページ、次にスパイラルのあり方の検討です。

【スパイラルのあり方の検討】

(三井教育次長副任)

それでは、スパイラルのあり方の検討についてご説明いたします。

目的については、運営維持管理に多額な経費が投じられ、それに比べて利用者及び利用期間が限られています。それからオリンピック記念基金が枯渇ということで、施設のあり方についての検討が必要である、という目的です。

進め方としましては、ナショナルトレーニングセンターの指定の継続要望を進め、国からの負担をいただいでいくと、これは運営費ということになります。

目標としまして、23年度までに枯渇後の施設のあり方を決定するという事で進めてきたものであります。

22年度までの実績及び今後の予定ということですが、22年度にナショナルトレセンの再指定を受けられました。これは22年の6月1日です。それによりまして、23年度、記念基金終了による基金の分については一般財源を充当していくという方針を決定したところでございます。

あり方については一応ここで方針を決定したということで、23年度改革目標の完了という位置づけをしております。

これに対して委員さんから「今後の長野市の存続に対する基本的な姿勢を聞きたい」ということ、それから、「スパイラルを廃止できないでいる理由は何か」という相反するご意見をいただきました。これに関して施設の利用状況、また、現状収支等についての資料提供を求められました。

まず、利用者数でございます。17年度から21年度まで、過去5年間のオリンピック施設をビッグハットからアクアウィングまで合計しますと、17年度120万人ほど、21年度は113万人ほどと、ほぼ横ばいに近い状況かと思っております。なお、スパイラルについては、結氷期間が11月下旬から2月初旬でございます。これ以外にも夏季（冬季以外）のトレーニングということで使用しておりますので、施設見学等の受入れを結氷期間以外にもやっております。

スパイラルについてですが、これは市職員による直営でございます。現在常駐のスタッフは、嘱託職員を含めて4名でございます。それから、一般管理費支出額は、ナショナルトレーニングセンターに指定されてからは、年間約2億円ということでございます。19年度以降21年度まででございます。主な内容とすれば、電気料金が約5千万、製氷等施設管理委託が約1億等でございます。あと、ナショナルトレセンに指定されたことによる高機能化、トレセンにふさわしい機能を備えるということでの機器のリース料が約3千万ということでございます。それから、21年度は、他の年度より額が大きくなっております。これは、歳出合計の中に一般管理費以外に施設の改修費を含んでおります。21年度は大規模な改修を行ったことによりまして、他の年度より歳出合計が大きいという状況になっております。

それから、エムウェーブ、スパイラルについては、19年度からのナショナルトレセンに指定された、国からの委託金が含まれております。スパイラルにおける市の考え方につきましては、スパイラルは19年度からナショナルトレセンに指定されたわけですが、国におけるオリンピックの強化種目という認識も高い状況であります。今後、強化、競技人口の少ないものの底辺拡大、競技の普及というための拠点施設としての役割は非常に大きいと考えております。それで、底辺拡大等につきまして長野市においては、学校単位で体験会というのを予算化して、市の生徒をその場へ連れて行って体験会をして、そのバス代を補助するという事もやっております。ナショナルトレセンの指定がソチオリンピックまでとなっておりますので、そのソチオリンピックでどんな成績が挙げられるか、底辺拡大、

成績向上に寄与したというような評価が得られるかどうか、それはオリンピック後でないと分からないわけですが、その時点でその先をまた改めて考えなくてはならないということは認識しております。

(高橋会長)

ありがとうございました。ただ今のご説明に、ご質問、ご意見、ご提案はいかがでしょうか？

(成澤委員)

私は、スパイラルは、廃止を検討したほうが良いのではないかという意見を出しましたが、オリンピックを開催した都市として、今、ナショナルトレーニングセンターに指定されているからということで、ずっとこのままスパイラルを維持していった良いのかどうかと。

たぶん競技人口も長野オリンピック以降増えていないと思うんです。それから、今後も日本人でいい成績を残すのも難しい競技ではないかと思っておりますので、思い切って廃止の検討というものも必要なんじゃないかと。「国からお金が出るからこのままやろうか」ということじゃなくて、もっとお金を有効的に使っていこうということで、ずっとこの行政改革を進めているわけですから、長野市からやめると言えば、国も「そうか」という話になってくるんじゃないかと思っておりますので、是非とも廃止の検討をお願いしたいと思っております。

(小林委員)

逆に私はオリンピック招致に関わった者ですから、これは約束なんですよ。ナショナルトレセンとかスケートだけに限らず。確かに、財政的にはそういうことですよ。おっしゃるとおりだと思いますよ。でも、オリンピックを開催した都市として品格というか、それも一つの要素ということもあるんですよ。

(成澤委員)

逆に私も、オリンピックを誘致した都市だからこそ、自らやめたいというのも一つじゃないかなと思っているわけです。造ったものが永遠として在る、やったからずっとやるってことではなくて、やっぱりこれだけかかるのであれば、それから競技人口がこれだけ限られるじゃないですか。他の冬のスポーツなら一般の方も楽しんでできますよね。でも、スパイラルのソリのスポーツだけは一般の方もできませんし、見て楽しむスポーツでもないですよ。

(小林委員)

それは、偏見ではないですか。

(成澤委員)

いや偏見ではなくて、そうじゃないかと思っているんです。こういう議論を進めていくことが大切だと思うんです。本当は市だけでやるのではなくて、全員を巻き込んで、廃止したほうがいいのか、あり方の検討ということではなくて、廃止もある、継続していくのもあるということ、きちんとそこに挙げていただきたいということで、逆に私はそれで廃止を提案します。

(小林委員)

大事なことです。議論すべきですね。

(若井委員)

ちょっと話が違って来るんですけど、今地球温暖化の問題が関東・東北の災害の津波にも影響が出ていると、それから電気料と、製氷代ですか、ほとんど電気を使っているんじゃないかと。それで今、設置の理由も廃止の理由もそれぞれお聞きして、なるほどという部分もあるんですが、あそこに太陽光発電だとか、風力発電だとかいろいろな自然エネルギーを使って電気量を生み出すというようなことを考えれば、設備費はかかりますけれど、在る程度理解は得られると、そういうのも一つの案として考えてもいいんじゃないかなと。今この時相当な電気を使うというのはどうかと、そういう視点も考える必要もあるんじゃないかと思います。

(吉田委員)

自然エネルギーを使うということであれば、あのすぐそばに森の発電所がありますよね。あそこの発電量が確か 2,000 戸分位あるとお聞きしたことがあるんですけど、そこから電気を買って「ここは自然エネルギーでやってますよ」というような PR の仕方もあるかと、運営していくとすれば。

(高橋会長)

教育委員会は、そういった意見もありますが、いかがですか？

(三井教育次長副任)

その様な考えは無かったものですから、検討はしてみたいと思います。

(小林委員)

でも、市としては、トレセンの指定がなかったら廃止するのでしょうか。

(三井教育次長副任)

それがなければ、というのはあります。

(小林委員)

成澤さんはそんなこと関係ないので、やめてしまえと。

(高橋会長)

県のオリンピック記念基金もなくなりましたしね。

(小林委員)

これは行革審で決めることではないですよ。

(高橋会長)

22年度に決定とありますが、もう年度末ですが、どうなっているのですか？

(三井教育次長副任)

22年度の6月にトレセンの再指定がありましたので、それを受けて23年度からは基金が枯渇した分、市の一般財源を繰り入れてスパイラルは運営していくという方針を決定したということで、この改革項目の目的からすれば、ここで方向が決定しました、という意味です。

(長澤体育課長補佐)

この存続の話については、いろいろな要因がございます。行政的な面では、建設時に補助金をいただいております。それから起債、俗に言うと借金ですが、そういったものを使っております。ですから、実際に施設を廃止した場合に、補助金の返還あるいは起債の繰り上げ償還が絡んできますので、それを含めて検討していくことが必要かと考えております。

(高橋会長)

資料の中で決算額比較が21年度まで出ていますけれども、一般財源負担額というのは22年度、23年度の金額はどうなっているのでしょうか。

(長澤体育課長補佐)

21年度まではオリンピックの基金からお金が来た結果の数字になりますので、それを一般財源で見っていくということですから、まだ細かい数字は出ておりませんが、増える傾向にはなっていくと思います。まだ22年度ですから決算が終わっておりませんので、今回21年度までの確定した数字をお出ししています。

(高橋会長)

でも大体分かっているのでしょうか？ 23年度の予算額でどの位ですか？

(長澤体育課長補佐)

大体であれば、今の段階でということであればお示しすることはできます。23年度の予算額とともに、追加資料でお示します。

(山崎委員)

資料で見ると64日間ですね、実際にスケジュールで決めているのが。ということは、あとの期間は無人なのですか？

(長澤体育課長補佐)

管理者はおります。先程申し上げましたとおりトレーニングセンターとして指定されておりますので、夏の間でも選手は筋トレに來たりしております。あとは、園内の見学というものを随時受け付けておりますので、常時4人は居るようにしております。

(山崎委員)

常時4人もいるの？ そういうことをしっかりと見直しながらすることが、必要になるのではないのでしょうか。

(高橋会長)

では、そういうことを含めまして、意見として、経営努力も含めながら進めていただきたいと思います。

職員定数・人員配置の適正化の推進と公務員制度改革の推進、給与構造と人事評価制度に連動した給与制度の見直しについては、一緒をお願いします。

【職員定数・人員配置の適正化の推進】

【公務員制度改革の推進】

【給与構造と人事評価制度に連動した給与制度の見直し】

(上杉職員課長)

まず、公務員制度改革の推進から説明いたします。公務員制度改革につきましては、「日本総合研究所」を構築支援者に置き、制度改革のいろいろな構築をする中で、当初は平成21年度に方針を決定して、22年度から実施をしていくということでしたが、構築支援者にも分析をしていただき、その後手直しをした経過がございます。そのために22年度の実施が2年程延びまして24年度に実施をしていきたいと考えているところでございます。具体的には、評価の中で通常業務が評価項目から外れていたのですが、通常業務がかなり大きく占めるような課もがございますので、議論の中で、21年度から通常業務についても評価をしていくという大きな変更をしたと、これが主な理由でございます。

次に「給与構造改革と人事評価制度に連動した給与制度の見直し」ですが、これも人事評価制度と連動しているもので、人事評価制度が確立して実施される平成24年度から行っていきたいということで、その期間を延長したというものでございます。

次に新規の「職員定数・人員配置の適正化の推進」ですが、これは、2回の合併を経て、

新たな定員適正化計画を設定し、その目標を実現していくというものでございます。目標は、平成 22 年 4 月 1 日に 2,833 人いる職員を、平成 27 年 4 月 1 日まで 5 年の間に 30 人削減するというものでございます。具体的には第 4 次の長野市定員適正化計画というものを定めまして、その中で削減を図っていくということでございます。

(高橋会長)

ありがとうございました。今のご説明について、ご質問、ご意見はございますか。大分質問等が出ていると思うのですが、委員の方のご質問にお答えいただけますか。この三つの項目を最後に持ってきたのは、委員の関心も一番高かく質問も多かったということなので、それについてお答えください。

(上杉職員課長)

初めに「前回の委員会の際、療養休職者が 16.8 人であったと、一般企業においてもメンタル面のケアは重要な課題となっており、カウンセリングと共に森林セラピーやガーデニングセラピーといった積極的な取り組みも必要なのではないのでしょうか」というご質問でございます。

職員のメンタルヘルスにつきましては、医務保健室で保健婦が 2 人おり、また、専門の産業カウンセラー、或いは健康管理員として精神科の医師に相談を定期的に行い、早期発見、早期治療を目指しており、復職に向けてのケアと復職後のケアが、一番重要になっている訳でございます。森林セラピーやガーデニングセラピーは、市の医務室としては、そこまでのケアはしておりませんので、医療機関に任せていきたいと考えております。

それから、「人事評価の実施計画は、その人の評価を反映しているか」というご質問、それから「大綱上の位置付けに『市民とともに行動する人材の育成と活用』とあるが、人事評価の中に市民の位置付けはどのような形で入っているのか」、それから「職員一人ひとりの人材育成と、人材育成と共に組織として市民ニーズや行政課題に対応できる組織体制や人材育成も必要であるが、どう市民の視点から満足度を高め評価していくか」というご質問にお答えいたします。

長野市の人事制度改革の最大の目標というのは、職員が良い仕事をする事で市民の皆様に信頼される市役所を実現していくという考え方でございます。その意味では、市のサービスの最終的な受益者は市民であるということで、そのサービスの担い手である職員が良い仕事ができるように、自己能力を高め、組織目標を明確にして取り組んでいくという考え方でございます。

具体的には、目標を定めることで自分のやる事が見え、上司との面談の中でその目標に対して何を取り組むべきか、或いは自己申告の中で自分の得意な分野、不得意な分野も見えてきますので、この様な制度を作ることにより、最終的には市民の皆様から信頼される市役所の実現になるかと考えております。

それから、「産休教員雇用の実態はどうなっているか」というご質問ですが、小中学校の教員の産休につきましては、県の所管になりますので、市の教育では県へ進達、産休教員雇用の進達の業務を行っているということでございます。因みに産休取得状況、教職員の

方の場合は、平成 22 年 4 月 1 日現在で 1,117 人の方がいらっしゃると同っております。

(池田職員課長補佐)

次に「人件費など義務的経費の比率が高くなり、積極政策費を圧迫している。また、全国的に国家公務員給与に準じるあまり、地域格差が大きい地元民間企業の平均給与より高くなっている。この民間企業の平均給与調査統計の手法にも問題があり、根本的な見直しが必要。」というご意見に対しまして、これまでの経過をご説明いたします。

平均給与等の調査につきましては、長野市の場合、人事委員会を持っておりませんので、人事院勧告に従い、国の基準、及び県の動向を勘案しながら給与水準を決めている状況です。民間給与との比較ですが、22 年度の人事院勧告の内容では、民間の給与月額 394,909 円となっております。これに対し、国家公務員の給与月額額は、395,666 円。官民格差では、757 円となっております。

特別給、ボーナスですが、民間支給月数が 3.97 月分、国家公務員につきましては 4.15 月分と若干多くなっており、こちらも差分があります。また、22 年度の長野県人事委員会勧告では、月例給につきましては、民間企業は 393,455 円、県職員は 394,209 円となり、県では 754 円の差があるという形になります。

長野市は人事委員会を設置しておりません。従いまして、市職員の給与につきましては、市内の民間事業者の給与の比較というのを持っておらず、この国の給与、また県人事委員会勧告で示された給与額に従って、給与を決定している状況です。

(高橋会長)

地域のデータが無いということなのですね。しかも、県の人事委員会の勧告の数字は、国のデータの検分という形で、入れ込んでいくだけのデータの一部という形で落とし込まれている。

(池田職員課長補佐)

県の場合は、人事委員会で独自に調査をしております。

(高橋会長)

そうですか。従事員数は、かつて 100 人以上、今は 50 人以上と小さくはなっているけど、基本的には中小企業以上、中小企業でも上の方ですね。そういうところで、中小企業の数字というものではないということですね。これを大前提にすると、高い低いということも全くの問題外になってしまうと。

(小林委員)

いいや、職員の資質の問題ということもありますからね。どの位公務員の資質を確保しなければならないかという問題もある。

(高橋会長)

それに関してはいろいろと議論があるかと思いますが、はい。

(上杉職員課長)

いろいろな指標があるかと思いますが、例えば、厚生労働省でも調査しているものがありますが、対象者にパート職員も含めたり、勤続年数に関係なく平均を出したりということもございます。私どもとすれば、県の人事委員会は、地域の、長野市だけではなく長野県全体ではありますけれど、地域のある程度の給与を反映している、或いは国の人事院勧告も国全体の給与を反映したものであるということで、これしか捉えどころが無いというのも実情です。

因みに中核市で人事委員会を持っている市というのは、過去に調査したとき、2市ございました。そこは職員が6~7人おります。本格的に調べるとしたら、やはりかなりの労力と職員が必要になってきます。それは人件費にも跳ね返ってきますので、そこまでして調査するのが良いのか、それとも国、県の指標を目安にするのが良いのかは議論があるかと思えます。

(高橋会長)

方向として、自治体では、そういう努力をし始めているということを見据えながら、努力目標の中には入れていただきたいと思えます。結構です。どうもありがとうございました。では、続けて質問を。

(池田職員課長補佐)

次に、「職員の削減計画・適正化には、前回までの審議では不十分であり、行政改革の根幹をなすもの。」というご意見をいただいております。ご質問の趣旨につきましては、非正規職員、嘱託、臨時等の職員になりますが、「職員に関する適正化計画と同時の議論が必要なので、非正規職員の人員配置の適正化計画を提供して欲しい」ということですが、これは、前回までの質問をお受けしている中で、定員適正化計画は作っていないというお話をしているところです。

(高橋会長)

その点については、前回の会議でも非常に問題になりました。定員を減らす一方で、非常勤が非常に多いと、約半分位いると。これはもう、表向きの定員削減が本当なのかという疑問が出ました。確かに正規の定員については、職員定数条例等によりましてきちんと目標は出ておりますけど、非常勤については全く縛りも何もない自由なことであるならば、表向きと裏と意味がないのではないかと。人数をもう1回はつきり確認したいのですが、正規職員の数は？

(池田職員課長補佐)

正規職員数は、22年4月現在2,883人、嘱託、臨時職員数は1,582人と前回の会議でご説明しております。

(高橋会長)

この点に関しては、総務部長にお伺いした方が宜しいかと思えます。方針、こういったことで宜しいのかという批判もご置きます。

(鈴木総務部長)

人件費の削減というところが、一番大きな行政改革の項目であります。ただ、正規職員も、過去5年間で160人程減らしてきておりますが、逆にその分を非常勤で賄っているということでは無く、非常勤も相当減らしています。ただ、県からの臨時教員の任用替えだとか、合併により非常勤職員も若干長野市が受け入れており、また、国の緊急雇用というのがありまして、いろいろな業務に臨時職員を雇いなさいということがありまして、増えはしておりますが、実際には正規職員の減らした分を非常勤で賄っているということではありません。

それから、人件費の削減とともに、少数精鋭で、職員の資質を如何に高めていくのか、これがこれからの一番の行政の課題であると思っております。特に福祉の生活保護の世帯の急増によりまして、どうしてもマンパワーが不足しているということもあります。ですから、出来るだけ私ども、研修なり人事評価をしっかりと行いまして、職員の資質を如何に高められるか、これが大きな鍵だと考えております。

(高橋会長)

ありがとうございます。どうでしょうか、今、委員からも表も裏の数字もセットにして、今後、定員削減計画を出して欲しいという希望がありますけど、この提案については、ご検討いただけますか。

(鈴木総務部長)

はい、そうですね。長野市としても、大規模プロジェクトも10位抱えております。それから、今申し上げました福祉の関係の必要な要員があるということもありますので、出来るだけ職員は少数精鋭でやっていきたいと思っておりますが、今のところ、これから5年間で30人の正規職員の削減が限度かなということになっております。ただ、毎年見直していくということがありますので、また、委員の皆様のご意見をお聞きしながら、十分検討していきたいと思っております。

(高橋会長)

よろしく願いいたします。それと「70人の産休の職員の補充を、当初100人の削減計画にプラスして、結局30人の削減計画に戻ってしまった点に納得できない」という質問には、十分お答えいただけますでしょうか。教職員の方はどうですか。1,100人位の教職員の方の産休職員が臨時で補充されていますが、その点と合併した職員はどのようなかということ。

(上杉職員課長)

長野市の特徴ですが、35歳から45歳の職員が、今4割を占めており、その層が、今、出産、育児の年齢になっております。育児休暇は3年間取れますが、平均すると2年3ヶ月程になっております。これを計画した当時は、70人が育児休暇を取っており、それが80人と段々増えていっている状況にあります。その状況を無視したまま定員適正化計画を作るということになりますと、弊害がいろいろ出てくるということで、70人分を減らさせていただく、やり繰りだと思っておりますが、要は、その70人の職員が復職してくれば、その時点で採用職員を抑え、うまく仕事を回していくという様に考えております。

それから、100人を減らすという根拠が、人口が7,800人位減るという人口比によった訳でございますけれども、実は仕事としては、どうも感覚的にも増えている実感を持っております。人口は7,800人減りますが、65歳以上の高齢者は、12,000人程増え、逆に15歳から64歳までの生産年齢の方たちが14,000人程減ります。人口は減るけれども高齢化が進み、或いは、少子化対策の中で、行政の需要がかなり増えてきております。この様なことも今後、加味してく必要があると考えております。

それからもう一つは、計画を作った時点では、長野市の消防職員が広域消防に移管、移行するかどうか、未だ見えておりませんでした。消防職員の広域連合ができれば、長野市の職員から数が除かれますので、その点も今後の検討材料としていたものでございます。

因みに消防職員も、現在約55人は長野市の職員ではありますがけれど、信濃町とか飯綱町の消防の分署などに勤務しております。信濃町、飯綱町から人件費、負担金をいただいて運営しておりますが、それを全て長野市の職員としてカウントされていますので、それが適正なのかどうかということも、内部的に、今後、考えていかなければならないと考えております。

と云いますのは、第三次の計画を作った時は、国から4.6%国家公務員を減らす目標を作ったので、それ以上の目標を作りなさいということで、長野市は当時、140人4.9%減らすという第三次目標を作りました。その時は、内部事情は一切考慮されないまま数字を作らざるを得なかった訳ですが、今回、国では目標を示さず、各団体で検討して計画を作って良いことになりましたので、この計画については、場合によっては、皆さんのご意見をお伺いしながら、見直しの検討をする必要があると、個人的ですけれども考えているところです。

(高橋会長)

全体が見え難いので、皆さんもお困りになっていらっしゃると思うのですが、今、消防の説明をされたので、職員数の2,883人の中に消防は、含まれてない？

(上杉職員課長)

いえ、入っております。消防と、それから、水道です。

例えば、第三次の計画を作る時まで、合併までは長野市と同規模だった郡山市ですが、消防職員は広域消防ですので市の職員数には入っていない。或いは、ごみの清掃センター関係の職員も全て広域で運営していますので、市の職員数にカウントされていない。従って、市の職員数が少ないということになります。その様な市と長野市が一律に比較してい

たことも現実にございました。

(高橋会長)

私の手元にいただいた資料ですと、22年4月1日現在は、消防も含めた現員の数字で、3,007人という。職員定数の変遷というので、実数ではないかと思えますけど。実数は2,883人で宜しいですか。

(上杉職員課長)

はい、そうです。

(高橋会長)

70人という育休の職員の方の話に戻しますけれども、それは臨時職員で補充されているのだから、いろいろ事情があって見直してよいのではないかということがあったとしても、それを育休職員の数字で置き換えないで、もっときちんとした全体像、今のような説明をされていった方が宜しいのではないかという意見だったと思うのです。育休職員は非常勤職員で補充されているので、それをカウントしないというのは、そういう形で100人の数字を30人に落とすことはないのではないかという。

(小林委員)

いや、育休の期間は、1年だったのが、3年に延びたため、どっと職員数を増やさざるを得なくなったのですよ。1年で復帰したのが、平均2年3ヶ月。それは、仕方ないことですよ。ただ、これは、ちょっと大雑把すぎる。人口が7,000人減って、それで100人で70人引いて30人だとは、荒っぽい。それから消防職員については、負担金でやっている人件費は、それはまたその行政目的があるからいいけれども、一番は一般財源で負担する職員数だ。その意味では、数字は一人歩きするから、もう少し慎重に発表しないと誤解を招く。

(高橋会長)

その点如何でしょうか。大分数字を示していただいたけれど、我々の審議会では、なかなか理解しにくい点で、不満が溜まっていますが。

(上杉職員課長)

一番分かり易いのは、これだけの業務量があって、それを積算して最終的に何人必要だという積み上げ方式ができれば良いのですが、今は、非常にやり難い状況にございます。

例えば、平成12年に地方分権一括法ができて機関委任事務というものがなくなり、逆に自治体が独自にいろいろな政策ができるような形になった様には見えますが、実際には、国が法律を作れば、自治体はその担い手としてやっていかざるを得ない。定額給付金もそうですし、その度国の施策によって、どうやって人を配置していくか、今のままでやれるのかという議論が出てきます。そういう中で、積み上げ方式では難しい。

では、前回の第三次計画のように、国の4.6%削減に対して長野市もそこまで頑張ろうか

ということもありますが、私どもとすれば、実態として、職員が担う仕事が無くなったのであれば減らせるけれども、仕事が増える中で職員減らしていかなければいけないという中で、計画を作った訳ですけれども、なかなか具体的な根拠をお示しできないという実情もございます。

(小林委員)

いや、この目標は、乱暴だ。一人も減らさないということだ。仕事が減ったから減らした。人口が減ったから仕事が減った、その分だけ減らすということだ。だから、今までやってきたことは、みんなやるということだ。やはり、無駄な仕事を止めなければだめだ。止めなければ、人は減らない。職員に負担を強いるだけだ。職員削減は、仕事を減らさなければ、それが大事なんだ。

(高橋会長)

本当は積み上げ方式なのですよ。予算の積み上げと同じように。やはり、その原点を大事にしていただかないと。アバウトな数字を皆で飲み込みましょうみたいことは、少しおかしいですよ。

(小林委員)

この前も言ったが、育休代替職員が3年になって何年経ち、もう、自転し始める。新しく育休に入る人が70人いれば、毎月、12分の1、赤ちゃんがその様に生まれるかどうか分からないが、12分の1、36分の1ずつ変わっていく訳だ。そうすると育休代替職員の数も、自転し始めれば、大体動かないのではないか。期間が3年になってもう何年にもなる。だから、70人をこういうときにボンと出されると、今までも居たのでしょうとなる。だから、乱暴なのだ。

(高橋会長)

その点は、みんなの気持ちだと思います。他の委員の方は如何でしょう？

(小林委員)

やはり、「エイ、ヤー」と思い切らなければ、何%が良いとか悪いとかは別にして、削減できないかもしれない。

(上杉職員課長)

162人を5年間で減らした訳でございますけれども、具体的には合併町村の3つの旧村役場の職員数とほぼ同じ数字です。数は減らしましたが、仕事は減ったかというのと、例えば議会だとか給与だとかの共通の事務はできますけれども、市域も拡大し、仕事も見直す中で、業務改善計画等も作って、大分、各部局にも業務を減らしていただいて162人という数字を作ってきた訳でございます。

しかし、ここに来て急激に減らしたことで歪みも出てきております。それから、無理

して職員を減らすには、採用を控える訳です。定期的な採用ができなくなると、将来的にその年代がいままずっと空いていってしまうと、また将来的な職員年齢構成に歪が生じることになることもございまして、ある程度定期的な採用をせざるを得ないという中で、こういう目標を立ててきたということもございます。

(高橋会長)

いろいろな事情がおりになるとは思いますけれども、民間企業においても早期退職とか中途採用とか、その様な努力をして、企業の実態に合わせながら、調節している訳ですね。自治体において人件費が一番大きな経費ですから、その努力というのは、既に求められていますので、今のようなご説明は、過去においては通用したかもしれませんけれど、今後は、そういったことも厳しく求められる訳です。そういうことも含めまして、やはり数字の管理がすごく甘い、というのが皆さんのご意見だと思います。

(小林委員)

採用の問題もあるが、65歳定年の話もある。採用だけで減らすのは、大変な話で、なかなかそうはいかない。まだまだ減らすのは、これからは大変です。年金の支給がないから65歳まで働けという話になってくる。そうすると、どこかで働かなければならない訳だ。やはり、そうすると指定管理者を止めて、また職員がやる話になる。60歳過ぎたらそっちに行きなさいとか。

(高橋会長)

今までのやり方を見ていると、第三セクターを作り、そこに職員を送り込むみたいな、その様な気がします。大変だと思いますけれど、少なくともこの件について、もうちょっと皆さんがなるほどと思うような説明の仕方を、これから工夫してください。検討をお願いして、その辺で収めたいと思いますけれど、宜しいでしょうか。

(吉田委員)

先程、人員配置のことで効率的な業務運営をするということがあったのですが、合併した町村において、地元の職員には、簡単にできる仕事でも、他所から配置された職員の方は大変苦勞されていると思うのです。また、合併した町村に居た職員が、合併と同時にみんな長野市街地に住居まで移転している現実があるので、やはり地元出身の職員、事情がよく分かっている職員は、置いてもらうような配慮というようなことはできないのでしょうか。

(鈴木総務部長)

人事異動の中で、その様な点も考慮しておりますが、合併の支所は、比較的まだ人数が多いので、これは出来るだけ適正化を図り、本庁に持ってくるということは進めていきますけれど、ただ、地元において、どうしてもこういった人が必要だという点については考慮しています。

(高橋会長)

それは要望として聞いていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。質問ですが、「職員定数・人員配置の適正化の推進」の目標に出てくる平成 22 年 4 月 1 日の職員数 2,883 人は現職員数ですね。条例定数は何人ですか。

(上杉職員課長)

3,007 人です。条例上の定数は、消防を含め 3,007 人です。

(高橋会長)

2,883 人も消防の人も入れた数字ですね。

(池田職員課長補佐)

はい。ですから、条例定数より 120 人程少ない数です。

(高橋会長)

定員の適正化ですから、現数だけ書いておいても意味がないと思います。条例定数がいくらになっているのか、そして、それをどう見直していくかということが根幹の部分ですから、条例の定数をきちんと、書いておいていただきたいと思います。他の方向か要望とかご意見ございますか。宜しいでしょうか。

それでは、大変長い時間、延長してしましまして恐縮でございましたけれども、今日は、一応 8 項目ですけれど、出た項目は、かなり数がございます。この他の漏れた項目についても、1 年掛けて審議して参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今日はこの位で宜しいでしょうか。長い間ありがとうございました。